
監査委員公表

監査委員公表第6号

平成28年3月22日付27長監第66号の監査結果の報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。


平成28年7月26日

長崎県監査委員	石橋	和正
同	砺山	和仁
同	久野	哲
同	西川	克己

H28-01090-01478

平成28年5月27日

長崎県監査委員 石橋 和正 様
長崎県監査委員 砺山 和仁 様
長崎県監査委員 久野 哲 様
長崎県監査委員 西川 克己 様

長崎県知事 中村 法道 

平成27年度財政援助団体等監査結果に係る措置について（通知）

平成28年3月22日付27長監第66号の監査結果に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

平成27年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項目	監査の結果	講じた措置
所管部局:総務部 学事振興課		
【長崎県公立大学法人】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 領収書について(佐世保校)</p> <p>領収書を発行する都度、手書きで番号を記載しており、未使用部分に番号を付していない。</p> <p>現金に係る事故を防止するため、あらかじめ領収書に連続番号を付した上で、発行すること。</p>	<p>ご指摘があった領収書綴りは授業料の現金納付用として使用していたものですが、授業料は原則、口座振替又は振込により徴収しており、現金納付は年1回程度だったため、領収書を発行する都度、手書きで付番していました。</p> <p>今後は、他の証明書発行用の領収書綴り等と同様に、規程に定めのとおり、一年度ごとに別冊とし事前に連続番号を付して発行することで、抜き取り等の事故を防止してまいります。</p>
	<p>(2) 契約事務について(佐世保校)</p> <p>契約事務について、次のとおり是正すべき点があるので、適正な事務処理を行うこと。</p> <p>ア 契約保証金について</p> <p>契約保証金の納付がないまま契約を締結しているものがある。</p> <p>イ 契約書の作成について</p> <p>文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による評価を受けるため、業務委託費として4,428千円を支出しているが、契約書を作成していない。</p>	<p>ご指摘があった契約は、契約の性質又は目的が競争入札に適しない業務であり、契約保証金の免除が可能であるにも関わらず、その処理を行わず、また契約保証金が納付されないまま締結したものです。</p> <p>今後は、契約保証金の納付の必要性を確認するとともに、契約保証金納付の契約締結前チェックを十分に行ってまいります。</p> <p>文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による評価は法律で義務づけられているため、当該機関に評価を委託したものです。当該機関から「手数料の金額をあらかじめ明示している」、「他大学等でも契約書の作成は行っていない」との話があり、契約書を作成せず、契約したものです。</p> <p>本学の現行の規程では、契約金額が2,500千円以上の場合、契約書を締結するようになっていることから、特段の事情がある場合には、契約書作成を省略できるように規程を改定しました。</p>
	<p>(3) 物品の実査について(シーボルト校)</p> <p>当法人の物品管理規程に基づき行われた物品の実査において、資産台帳と現有物品に差異があったとの報告があってもかかわらず、その原因の調査が行われていない。</p> <p>適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>委員監査後、直ちに現有物品の再確認と差異が生じた原因の調査を行うとともに、部局長会議を開催するほか、文書により全教職員に対し、物品の適正な管理について周知徹底を図りました。</p> <p>今後も資産台帳と現有物品に差異が生じた場合には、速やかに原因調査を行うなど物品の適正な管理に努めてまいります。</p>

平成27年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:総務部 学事振興課		
【学校法人 精道学園】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 支出事務について 当法人の経理規程に、すべての取引は仕訳伝票により処理し、仕訳伝票は証拠書類を添付し、経理責任者の認証を行うと規定されている。 補助金に係る支出事務において、他の書式で決裁を受けており、男子校(精道三川台小学校、精道三川台中学校、精道三川台高等学校)では仕訳伝票の作成が行われておらず、また、女子校(長崎精道小学校、長崎精道中学校)では仕訳伝票は作成されているものの経理責任者の認証を受けていない。 適正な会計処理を行うこと。</p>	<p>指摘により、経理規程に則った会計処理、すなわち、仕訳伝票の起票、証憑類を添えての経理責任者の承認を経ること、また支出もそれに基づいて行うよう徹底いたしました。 なお平成28年度より、経理規程の改定を行い、会計伝票の種類を明確化し、これまで支出の承認として使われていた書式を会計伝票のうちの出金伝票の一つとして規定いたしました。 支出事務においては、会計伝票と証憑類に基づいて経理責任者または経理事務責任者の承認を受けて遂行することといたしました。</p>

平成27年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:企画振興部 政策企画課		
【公益財団法人 ながさき地域政策研究所】		
指摘事項(団体)	(1) 仕訳伝票の起票について 当法人の財務規程に、いっさいの取引に関する記帳整理は、会計伝票により行うと規定されている。 しかしながら、未収金、未払金などの非資金科目について、起票ではなく非資金科目の内訳を記載した内部伺いにより処理を行っている。 適正な会計処理を行うこと。	ご指摘を踏まえ、平成27年度の決算時に起票の上、適切に処理するとともに、今後は財務規程に基づく適正な処理に努めます。
	(2) 預金残高証明書について 決算日の預金残高証明書を8月に徴取している。 決算手続きを行う際に、徴取すること。	平成27年度の決算手続き時に合わせて、預金残高証明書を徴取することといたしました。

平成27年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:文化観光国際部 文化振興課		
【株式会社 乃村工藝社】		
意 見(団体)	<p>(1) 施設の利用状況について</p> <p>長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアムにおいて、当法人は、ホームページや県、市の広報媒体等を活用したPRのほか、グラバー園と連携した相互割引制度、市内各種イベントへのブース出展、ランタンフェスティバル期間中の営業時間延長や県民無料開放日の設定、また、認知度向上のための1階ホールでのイベント開催など様々な取り組みを行い、利用促進に努めているが、当年度の利用者数は10,480人であり、目標利用者数の3万人を大きく下回っている。</p> <p>今後とも、アンケート等により多くの利用者の声を聞きながら魅力ある事業を展開して、より一層の集客対策に努めるべきである。</p>	<p>帆船まつりでのリーフレットや入場割引券配布、居留地まつりでの自主企画イベントの実施、ランタンフェスティバルにおける県民無料招待や自主イベントの実施等、市内で行われる大型イベントへ積極的に参画し認知度向上を図るとともに、11月の「友情月間」には、長崎県の協力のもと、県民無料招待や自主イベントを実施し集客に努めました。</p> <p>当初の目標3万人にはまだまだ達しないものの、前年度を上回る修正目標12,500人は達成できました(13,057人)。</p> <p>平成27年12月には、大手旅行代理店からの送客もあり、平成26年度には無かった客層の広がりがありました(平成26年度団体客873人 平成27年度団体客2,090人)。</p> <p>また、平成28年1月からは松ヶ枝国際ターミナルに告知ポスターを客船の入港時に掲示し、クルーズ客へのアプローチも強化いたしました。</p>
意 見(主務課)	<p>(1) 指定管理業務に係る負担金の精算方法について</p> <p>負担金の精算方法については、当年度の「長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアムの管理運営に関する細目協定書」に、精算を平成27年4月末日までに行うものとするとして定められているので、精算により生じた剰余金または不足金に係る取り扱いが不明確であるので、具体的に定めておくべきである。</p>	<p>平成28年度からの細目協定には、契約マニュアル101頁に記載の「負担金に剰余金が生じたときは、これを返還しなければならない」という文言を追加いたします。</p>

平成27年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:文化観光国際部 物産ブランド推進課		
【一般社団法人 長崎県物産振興協会】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 人件費に係る証拠書類について 長崎県産品振興事業補助金の補助対象経費のうち人件費については、物産展の主担当職員3名の給与や賞与、福利厚生費の支出額から各人の1日当たりの単価を算出し、それぞれの単価に各人の従事日数を乗じた額の合計額を計上しているが、業務日報などが作成されていないため、従事日数が確認できない。 従事日数が確認できる根拠資料を作成しておくこと。</p>	<p>平成27年度分から、物産展従事業務日報を作成し、従事日数が確認できるようにしております。</p>

平成27年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:環境部 水環境対策課		
【一般財団法人 長崎県浄化槽協会】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 過年度未収金について 当年度末の法定検査手数料に係る過年度未収金が8,300千円ある。 検査手数料の制度内容、目的等について、利用者への啓発に努め、未収金の解消及び発生の防止に取り組むこと。</p>	<p>過年度未収金については、現地訪問、電話催告及び文書催告を行うとともに、県の受検指導と併せ、未納者への検査手数料制度内容等について理解を深めるように努めてまいります。</p>
	<p>(2) 貸倒引当金について 当年度末において、法定検査手数料などの未収金が65,914千円あり、また、1,000千円を超える徴収不納額を毎年度費用計上しているが、貸倒引当金を計上していない。 貸倒引当基準を定め、適正に引当計上すること。</p>	<p>会計事務所と協議し、平成28年度の実施に向け検討してまいります。</p>
	<p>(3) 賞与引当金について 翌年度6月支給分の賞与について、支給対象期間が当年度に帰属する支給見込額を引当計上していない。 適正な会計処理を行うこと。</p>	<p>会計事務所と協議し、平成28年度の実施に向け検討してまいります。</p>
	<p>(4) 積立資産の管理について 当法人が保有している減価償却積立資産等の積立資産について、積立計画は定めているものの、積立目的、積立額、取り崩しの根拠が明確でない。 恣意的な積立とならないよう積立資産に係る基準を定め、適正に管理すること。</p>	<p>会計事務所の助言を仰ぎ、基準を制定いたします。</p>
	<p>(5) 他会計への振替基準について 当法人は決算手続において、その他会計から法人会計へ振替を行っているが、その算出根拠が明らかでない。 恣意的な振替とならないよう、会計間の振替基準を定めること。</p>	<p>会計事務所の助言を仰ぎ、基準を制定いたします。</p>
	<p>(6) 共通経費等の配賦について 共通経費等の配賦について、従事割合や使用割合等により共通経費等配賦算定表を作成しているが、人数や勤務時間の変更に伴う従事日数等の変更があってもかかわらず、当算定表を変更していない。 適正に見直すこと。</p>	<p>平成28年度予算から、実態にあった人員で配賦率を変更いたしました。 なお、平成27年度決算にも反映いたしました。</p>

平成27年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:環境部 自然環境課		
【公益財団法人 佐世保市体育協会】		
意 見(団体)	<p>(1) 施設の利用促進について</p> <p>海洋スポーツ基地カヤックセンターにおいて、当法人は佐世保市内の全小学校へのチラシの配付、地元ケーブルテレビ等による施設紹介や開催イベントの随時の見直しなど、施設の利用促進に努めている。</p> <p>しかしながら、当年度の施設の利用者数は、利用者が多い夏休み期間中の天候不順等により、目標利用者数を達成することができず、前年度と比べても減少している。</p> <p>利用者数については天候に影響を受ける面もあるが、引き続き、設定した目標の達成に向けて利用促進に努めるべきである。</p>	<p>現在指定管理者において施設の利用促進のために実施している施設PRや開催イベントの随時見直しなどに加え、今後は利用促進につながる新たな企画等検討も進め、新規利用者の獲得及びリピーターの確保に努めてまいります。</p>

平成27年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:福祉保健部 障害福祉課		
【長崎県障害者スポーツ協会】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 公益法人会計に準じた税務処理等の委託契約について</p> <p>当契約締結伺いにおいて、具体的な委託内容を記載していない。</p> <p>また、当団体の経理規程に、予定価格を定めることと規定されているが定めていない。</p> <p>当契約の相手方の代表者は、当団体の会長がつとめており、同一人が契約当事者双方の代理人となっている。</p> <p>適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>監査後、直ちに関係職員において、当団体の経理規定や民法における双方代理の禁止規定などの周知徹底を図りました。</p> <p>当契約につきましては、平成26年度で終了しておりますが、今後、委託契約を締結する際は、指摘事項を十分に踏まえ、委託契約書に具体的な委託内容を記入する等、適正な事務処理に努めてまいります。</p>

平成27年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:産業労働部 雇用労働政策課		
【職業訓練法人 長崎県央職業訓練協会】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 長崎県立諫早技能会館の使用承認について</p> <p>当会館の使用承認について、平成25年度まで行っていた使用承認や使用料決定などの決裁及び使用承認書の交付が行われていない。</p> <p>様式の改正を検討するなど適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>監査後は、決裁欄を設け、事務局長の決裁を受けております。</p> <p>また、使用承認書を交付できるよう、使用申請書に料金を明記のうえ、使用承認欄及び決裁欄を新たに設けた様式に改正する手続き(長崎県技能会館条例施行規則の一部改正)を行っているところであります。</p>
意 見(団体)	<p>(1) 施設の使用状況について</p> <p>長崎県立諫早技能会館において、当法人は近隣の諫早市、大村市ほか島原半島3市へ生徒募集のポスターの掲示依頼や各市広報への掲載依頼を行うなど周知に努め、また、主催イベントとして親子ものづくり体験教室を夏、冬に開催するなど使用促進に努めている。</p> <p>しかしながら、当年度の施設の使用人数は、前年度に比べ約20%減少し目標数に対しても下回っている。</p> <p>減少した主な理由は、長崎がんばらん国体・大会において、県及び県警察関係者が国体・大会期間中に使用したため、他の団体が使用できなかったためであるが、今後とも、当会館使用のPRに努めるとともに、イベントの開催など使用促進に努めるべきである。</p>	<p>協会主催イベント(親子ものづくり体験教室)の当該施設での開催の他に、平成26年度から小中学校に出向いての「ものづくり体験教室」の回数を増やし、当該イベント開催時に関係者や保護者に対して当会館使用のPRを行っております。</p> <p>今後も、現在行っている使用促進はもとより、PR用チラシやホームページ等を活用して、まだ技能会館を知らない一般住民等の使用促進を図ってまいります。</p>

平成27年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:農林部 林政課		
【公益社団法人 長崎県林業公社】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 契約事務について</p> <p>契約事務について、当法人の経理規程に、契約の予定価格は、経理責任者が決定すると規定されているが、予定価格を決定していないものがある。</p> <p>また、見積書を2者から徴取しているが、仕様書等を示したことが確認できず、当該2者の見積日について、1ヶ月のずれがある。</p> <p>適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>予定価格の決定については経理規程に基づき、適正な会計事務等の執行に努めてまいります。</p> <p>また、固定資産の取得に伴う見積書を徴収する場合、仕様書の提示を徹底するとともに、提出された見積書の記載内容の確認を徹底し、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
	<p>(2) 借上げ社宅について</p> <p>当法人は住宅を借り上げ、社宅として、職員に貸し付けているが、当社宅の賃借料は当法人の費用として支出すべきところ、職員の給料から賃借料相当額を控除し、預り金として処理し、賃借料に充当している。</p> <p>また、当社宅に入居している職員に住居手当を支給している。</p> <p>適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>借上げ社宅の賃借料については、職員への住居手当の支給を行わずに、公社費用として支出し、差額預り分(職員負担分)は公社の雑収入として、適正な会計事務等の執行に努めてまいります。</p>
意見(団体)	<p>(1) 経営状況について</p> <p>当年度の正味財産増減計算書では、経常増減額が119,900千円の黒字、経常外増減額が35,023千円の赤字、一般正味財産増減額は84,877千円の黒字であり、平成24年の公益社団法人移行後はじめての黒字を達成し、借入金総額自体も減少している。</p> <p>また、第6次経営計画(平成17～76年度)と比較すると、当年度の収支差額は計画と比べ103,102千円上回っている。</p> <p>しかしながら、木材価格は近年下げ止まりの傾向にあるものの、長期的には低迷していることから、当法人を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。</p> <p>また、公庫償還金財源は主に間伐収入であるが、その不足額を県、市町からの無利子借入金でまかなっており、県借入金残高は今後も増加が見込まれる。</p> <p>引き続き、バイオマス材や輸出材の販売など安定的な伐採収入の確保に取り組み、新たに発生する借入金の抑制など経営基盤の強化に努めるべきである。</p>	<p>平成27年度は、有利販売の促進及び販売量の増加、B、C材等の低質材販売促進に努めて経営改善策を講じた結果、年度計画を上回る販売収入の増加を見込んでおります。</p> <p>林業を取巻く環境は依然として厳しいものの、年間取引量3万m3を超える販売実績で培った販売ノウハウをもとに、更なる有利販売を促進するとともに、今後も安定供給体制を確立し、地域の木材関連産業の振興に寄与していきます。</p> <p>また、借入金対策として、借換資金の活用等償還額を平準化し資金の円滑化を図り、今後発生する県借入金の抑制を目指し、経営基盤の強化を図ってまいります。</p>

平成27年度財政援助団体等監査結果に係る措置


項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:土木部 都市計画課		
【長崎県公園緑地協会・八江グリーンポート共同体】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 現金の管理について 現金の管理について、事故を防止する観点から次のとおり是正すべき点があるので、適正な事務処理を行うこと。</p> <p>ア 現金残高の確認について 当施設に係る収入簿は整備されているが、振込入金分も含めて記載しており、現金の残高を確認することができない。</p> <p>イ 領収証について イベント等その他収入に係る領収証について、連続番号が付されていない。</p>	<p>出納簿を整備し、現金残高を確認できるよう改善済みです。</p> <p>有料施設収入は連続番号が付された領収書を使用していましたが、イベント等の収入については連続番号がついていなかったため、番号入りの領収書に変更しております。</p>

平成27年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:土木部 道路建設課		
【長崎県道路公社】		
指摘事項(団体)	(1) 賞与引当金について 翌年度6月支給分の賞与について、支給対象期間が当年度に帰属する支給見込額を引当計上していない。 適正な会計処理を行うこと。	長崎県道路公社会計規則の改正を行って賞与引当金の科目を設けました。 平成27年度から賞与引当金として流動負債に計上しています。
	(2) 領収証について ながさき女神大橋道路管理事務所の領収証について、連続番号が付されていない。 現金に係る事故を防止するため、事前に領収証に番号を付した上で、使用すること。	平成27年11月より連続番号を付するように改めました。 今後とも、適正に処理します。
意 見(団体)	(1) 経営状況について 当法人が現在、管理運営している4路線のうち、当年度の通行台数において、計画台数を上回っている路線は2路線のみであり、残りの2路線は計画台数を下回っている。 また、収支状況では、計画以上に償還準備金を繰り入れている路線は3路線であり、1路線は計画を下回っている。 今後、施設の長寿命化対策等による費用の増加も懸念されるので、引き続き経費節減等の経営改善に努めるべきである。	利用促進のPRやホームページ等での情報提供を通じて利便性の訴求、回数券販売箇所の増加など、今後とも少ない費用で利用客増につながる方策を模索しながら、効果的な増収対策に取り組めます。 また、施設・設備の維持更新については、必要最小限の範囲で、時期についても慎重に吟味しながら行うことで経済性を高めるとともに、委託業務については競争性を確保する等、今後とも経費節減の徹底を図ってまいります。

27教総第389号
平成28年5月26日

長崎県監査委員 石橋 和正 様
長崎県監査委員 砺山 和仁 様
長崎県監査委員 久野 哲 様
長崎県監査委員 西川 克己 様

長崎県教育委員会教育長 池松 誠二 

平成27年度財政援助団体等監査結果に係る措置について（通知）

平成28年3月22日付27長監第66号の監査結果に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

平成27年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:教育庁 教育環境整備課		
【公益財団法人 長崎県育英会】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 奨学金返還に係る滞納について</p> <p>奨学金返還に係る滞納については東京簡易裁判所所管の督促手続オンラインシステムの活用、債権回収会社への委託、延滞金徴収等の予告などにより回収に取り組んだ結果、貸与金額が増加しているにもかかわらず、滞納額は減少している。</p> <p>しかしながら、当年度末の滞納額が112,197千円あるので、第二連帯保証人の要件見直しなど新たな滞納の発生防止に努めるとともに引き続き滞納の解消に取り組むこと。</p>	<p>返還金の延滞解消につきましては、引き続き、滞納者への電話督促や督促状の送付、督促徴収員による個別訪問など、督促の強化を図ってまいります。</p> <p>また、第二連帯保証人の要件については、原則県内としておりますが、奨学生の実態に応じて県外も含め、対応しているところであります。長期滞納者に対しては、支払督促や仮執行の宣言等の法的措置、債権回収会社への委託等を実施して、引き続き滞納解消に努めてまいります。</p>

平成27年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:教育庁 体育保健課		
【公益財団法人 佐世保市体育協会】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 現金等の管理について 現金等の管理について、事故を防止する観点から次のとおり是正すべき点があるので、適正な事務処理を行うこと。</p> <p>ア 回数券の管理について 当法人は長崎県立総合体育館県北トレーニング室において、プリペイド式の回数券を販売している。担当者において在庫確認を定期的に行い、残枚数を記録しているが、責任者による確認がされてなく、また、日々の受払記録がない。</p> <p>イ 領収証発行について 長崎県立武道館の領収証について、連続番号が付されていない。</p>	<p>回数券の販売は、自動販売機で行っておりますが、金庫から販売機に回数券を補充する際には、受払簿に記録し、毎月末締めで責任者による確認を行うようにいたしました。</p> <p>領収書には、通し番号を付して確認できるようにいたしました。</p>
意見(団体)	<p>(1) 施設の利用状況について 長崎県立武道館において、当法人は、無料体験教室の開催や土曜日の無料開放などを行い、利用促進に努めている。</p> <p>しかしながら、当年度の施設の利用状況をみると、競技人口の減少や例年主催している市民体育祭が長崎国体のため開催されなかったこと等により、目標利用者数を達成することができず、前年度と比べても減少している。</p> <p>今後とも利用者のニーズ把握、広報の充実などを図り、なお一層の利用促進に取り組むべきである。</p>	<p>競技団体と連携したジュニア教室など武道の普及活動やピラティス、ダンスなど生涯スポーツでの活用推進を図るなど、より一層の利用促進に取り組んでまいります。</p>
指摘事項(主務課)	<p>(1) 物品管理について 物品管理について、次のとおり是正すべき点があるので、適正な処理を行うこと。</p> <p>ア 物品の点検及び照合について 長崎県立武道館及び長崎県立総合体育館県北トレーニング室において、指定管理者に貸与している備品にかかる年1回の点検及び照合を行っていない。</p> <p>イ 物品の貸与について 長崎県立総合体育館県北トレーニング室用のスポーツ用具について、貸与期間が当年度末までとなっているが、平成27年度において、貸付契約を締結せずに貸与しているものがある。</p>	<p>平成27年度については、10月15日に現地での点検照合を実施いたしました。今後は、年に1回の点検及び照合を実施し、適正な物品管理に努めてまいります。</p> <p>平成28年度から貸付契約を締結し、適正な物品管理に努めてまいります。</p>